資料番号	2
------	---

令和6年10月18日課 名 総務局税務課担当者課長 横田電話 082-513-2319

令和6年10月18日 課 名 商工労働局観光課 担当者 課長 石濱 電 話 082-555-2010

広島県新たな観光振興財源・宿泊税の導入に関する説明資料(案)について

1 要旨

4月の宿泊税検討の再開後、県議会や市町、宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者の意見・提案を反映 した説明資料案とともに、8月常任委員会資料との変更箇所について説明する。

2 8月常任委員会資料からの変更箇所

目 次	R6.8常任委員会資料	現案
1 広島県における観 光の目指す姿	「目指す姿」と、「目標」の 8,000 億円のみを記載	【 P 1 】 ひろしまチャレンジビジョンで示す 「目指す姿」 の具 体的イメージを追記
2 広島県における観 光の現状と課題	主要指標や人流データ、県内 の周遊状況等から判明した 「本県の現状と課題」につい て記載	【P7】 満足度調査の詳細を追記し、旅行者にとっての課題を 抽出
3 現状と課題を踏ま えた、今後の広島県 の観光振興施策	「宿泊税による新たな取組 例・拡充する取組例」を一例 として記載	【P12~14】 次を追記し、「2の現状と課題」での整理を踏まえた 財源の必要性や使途の基本的な考え方などを説明 (1)新たな財源を導入する必要性 (2)新たな財源を活用した使途の基本的な考え方 (3)新たな財源の充当事業と既存事業の区分につ いて (4)新たな財源を活用した施策の方向性
4 社会情勢と財源確 保のあり方・方法	財源確保のあり方として宿 泊税が適当である旨を記載	(変更なし)
5 税制度の概要について	免税点:(調整中)	【P20】 次のとおり、免税点の金額を明記 免税点:5千円未満(消費税抜き・素泊まり料金)
	特別徴収義務者の負担軽減 ①報償金制度の創設のみ記 載	【P20】 次を追記し、特別徴収義務者の負担軽減措置を拡大 ②システム改修経費に対する支援制度の創設 ③申告納入の特例措置の創設
6 県内市町への支援 に対する考え方につ いて	交付金等の創設のみ記載	【P21】 配分の考え方や算定要素等を追記
7 制度設計及び使途 に関する留意点につ いて	(記載なし)	【P22】 運用に関する留意点を追記し、使途の見える化や定期 的な制度見直しの必要性等について明記
【参考資料】	(記載なし)	【P23~25、P28~31】 宿泊事業者アンケート結果等

3 今後の対応

納税義務者として想定している全国の旅行者等に対し、本県の案をお示しし、広く意見募集(パブリックコメント)を実施するとともに、引き続き、関係者の意見等も踏まえながら、検討を行う。